

○東京藝術大学演奏芸術センター規則

〔平成9年3月27日〕
制 定

改正 平成14年3月26日 平成19年3月28日
平成25年3月7日 平成25年10月24日
平成30年5月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第22条の規定に基づき、東京藝術大学演奏芸術センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の学内共同教育研究施設として次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新しい演奏芸術の創造に関する研究と本学の教育研究の発展充実にすること
- (2) 芸術文化の発信に関すること
- (3) 奏楽堂の運営に関すること

(職員)

第3条 センターに、教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の選考及び任期については、別に定める。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長が指名する教員をもって充てる。

- 2 前項に掲げる副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターの企画・運営に関する重要な事項を審議するため、東京藝術大学演奏芸術センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

(点検・評価委員会)

第7条 学則第5条第1項で定める点検・評価を行うため、センターに点検・評価委員会を置く。

- 2 点検・評価委員会の組織及び運営については、別に定める。

(評議員会)

第8条 センターの運営について広く意見を求めるため、センターに評議員会を置く。

- 2 評議員会の組織及び運営については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年5月17日から施行する。